

自転車の乗り方

ルール守った正しい乗り方



ケアマネさんは公私を問わず自転車の利用が多いと思われます。最近自転車側の原因による重大な事故が多く発生しております。このため、道路交通法の一部が改正され6月19日までに施行されます。本稿は、自転車の交通ルールをおさらいし事故にあわない、起こさない自転車の利用を目指すものです。

ルールを守って事故を未然に防ぐ。これすなわちリスクマネジメントです

自転車の位置づけ	<ul style="list-style-type: none">•車の一種(車道では左側通行)•車道の利用が原則、それ以外は標識に従う
交通違反-1	<ul style="list-style-type: none">•二人乗り---罰金2万円以下•酒酔い---5年以下の懲役または100万円以下の罰金
交通違反-2	<ul style="list-style-type: none">•夜間無灯火---5万円以下の罰金
交通違反-3	<ul style="list-style-type: none">•手放し運転--3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
交通違反-4	<ul style="list-style-type: none">•携帯使用---事故を起こすと責任を問われます
ヘルメット着用	<ul style="list-style-type: none">•13才未満の子の運転、子どもを補助椅子に乗せるときには必ず着用させましょう
自転車の歩道通行	<ul style="list-style-type: none">•運転者が13才未満、70才以上の時



補足

・携帯電話での通話や、ヘッドホンで音楽を聴きながらの通行は自治体によって禁止されている場合があります。市町村の広報誌等で確認してみてください。
・今回は、自転車に焦点を当てていますが、今度の法改正で逆に車道に自転車が増えることも予想されます。自動車を運転する方は、更なる安全運転が求められます。